

農作物渇水対策緊急支援事業のお知らせ

令和7年6月からの小雨による水不足対策として、農作物用に配置したポンプ等の購入・借り上げ（リース）などに要した経費、及びこれらの運転に要した経費の一部について支援します。

【補助対象者】

市内の農業者、農業法人、農業団体等で、水稻にあつては作付面積が30a以上の者

【対象作物】

水稻、販売を目的とした園芸作物

【対象経費】

- ①ポンプの購入費（更新は対象外）又は借り上げ料（散水車等を含む）
※発電機の借り上げは、ポンプとセットで借り入れた場合に限る
- ②排水ホース、タンク（300ℓ以上）の購入費
- ③ポンプ及び発電機（ポンプの運転に要したのものに限る）の運転に要した燃料費、光熱費
- ④その他、用水確保のために必要な経費で市長が特に認めたもの

【対象期間】

令和7年7月15日から当面の間

【補助金額】

対象経費総額（消費税を除く）の1/2以内で補助金額の上限は10万円とする。（法人、団体等は20万円）

ただし、③にかかる経費については補助金額の上限を5万円とする。（法人、団体等は10万円）

※対象経費総額が10,000円を超えない場合は交付対象外

※補助金額は1,000円未満の端数は切り捨て

【申し込み方法】

令和7年10月31日（金）までに、申請書を由利本荘市産業振興部農業振興課、または、各総合支所産業建設課へ提出してください。

※申請書は近日中に市ホームページへ掲載するほか、提出先でも配布いたします。

※受付は8月18日（月）から

【添付書類】

1. 支払いを証明する書類（請求書、領収書等の写し）
※燃料費等も対象となりますが、ポンプ等の型式・作業日誌等から、使用量に著しい疑義が生じた場合は、対象外となる場合があります。
2. 作業日誌
（渇水対策として、「いつどこでどのように実施したか」が分かるもの：様式自由）
3. 購入機械（品）の写真【購入された方のみ】 および 実施状況の写真
※購入機械は、型番等分かる写真も添付願います。
※実施状況の写真は原則必要ですが、既にポンプ等でかん水作業を実施済みで使用状況の写真が無い場合は、作業日誌に実施日等を確実に記載することで、実施状況の写真提出を不要とします。
4. 補助金振込先口座情報の写し（口座番号、名義人等が分かるもの）

【お問い合わせ】

由利本荘市

産業振興部農業振興課

TEL：24-6353

FAX：22-5107